

令和4年6月30日

施設管理者様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部保健所保健予防課)

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者・保育施設等従事者 PCR 検査の
継続実施への協力について (依頼)

高齢者・保育施設等施設の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の強化策として、高齢者・保育施設等従事者の皆様を対象に、令和3年1月より唾液PCR検査を実施してまいりました。

引き続き9月まで期間を延長し、継続実施いたしますので、検査を希望される場合、本通知内容をご確認の上、お申し込みください。

記

1 検査対象者

久留米市内に所在する以下の施設等に所属し、業務を行う者のうち、無症状である者

ア. 介護施設等 (入所、居宅、通所、訪問系全て含む)

イ. 高齢者施設等 (有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス)

ウ. 障害者施設等 (入所、共同生活援助、通所、居宅、相談支援事業所)

エ. 市内幼稚園・保育所・認定子ども園・学童保育所等

オ. 市内小学校・中学校・特別支援学校等 (公立、私立)

カ. その他久留米市が指定する施設

※従業者の居住地は市内・市外を問わないが、対象となる施設等は市内に所在するものに限る。

2 検査方法

唾液PCR検査 (公的医療保険適用対象の検査と同等の製品を使用)

3 検査申し込み開始日時

令和4年7月1日9時

4 検査申し込みおよび検査実施期間

令和4年7月1日 から 令和4年9月30日 まで

5 検査回数

検査実施期間中に従業者1人あたり月1回まで受検可能

※施設の人数が多いなどの理由で、複数回に分けての受検は可能です。

6 検査費用

久留米市が全額負担

7 検査実施事業者

ヘルスケアテクノロジーズ(株)

8 検査申し込み方法

- ・検査を希望する場合、施設等単位での申し込みとなります。
- ・検査を希望される施設等の代表者は、右のQRコード、又は下のURLより申し込み手続きを行ってください。
なお、申し込みには代表者のEメールアドレスが必要となります。
<https://pcr.helpo.jp/kurumecity/>
- ・令和2～4年度に施設登録いただいた施設は改めて登録は不要です。



9 問い合わせ先

- ・検査に対する全般的なお問い合わせ
ヘルスケアテクノロジーズ(株) 問い合わせ窓口（9時～18時）
問い合わせ専用フォーム <https://pcr.helpo.jp/contact/>
電話による問い合わせ TEL：050-1741-3930
- ・本施策に関する問い合わせ
久留米市保健所保健予防課 担当：渋田
(TEL)0942-30-9730 (FAX) 0942-30-9833

